

総合農地防災事業（継続）

【2, 122（1, 932）百万円】

対策のポイント

広域に及んだり複合化・錯綜化したりする農用地及び農業用施設の機能低下や災害の要因を解消するため、密接な関連のある農地防災事業を総合的に実施することにより、地域の防災力向上に貢献します。

（複合化・錯綜化する災害要因）

- ・ 水質汚濁や地盤沈下等により、農用地や農業用施設への被害が広域的に発生しています。また、これらの被害が絡み合うことにより、被害が複合化・錯綜化しています。
- ・ 農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被害が発生するおそれが高まっています。

政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地について防災・減災対策を実施

<内容>

1 国営附帯県営農地防災事業

国営総合農地防災事業の受益にかかる地域において、国営事業と一体的に事業効果を発現するために必要な農用地及び農業用施設の整備を行います。

2 農村地域環境保全整備事業

複合化・錯綜化した災害要因を取り除き、農用地や農業用施設の被害を未然に防止、解消するため、複数の農地防災事業を併せて実施します。

3 農村災害対策整備事業

災害発生の危険性が高い農村を対象に、農業用施設や農村防災施設等の安全対策を実施します。

また、特に甚大な被害を受けた農村地域において、再度の災害発生を防止するための安全対策に併せて、農業基盤整備と農村生活維持施設の整備を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 50%、55% 等
3. 事業実施期間 平成4年度～

【担当】農村振興局防災課

荻野・佐藤 （03）3502-6430（直）